

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年8月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年9月14日から同年10月4日まで縦覧に供する。

平成22年9月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）寺浦上地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）寺浦下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）鎮守池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）小立岡地区	〃